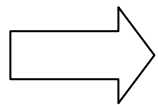


# 船員保険の運営主体の在り方について

- 「船員保険制度の在り方に関する検討会報告書」(平成17年12月14日)(抄)  
 (船員保険の)職務上疾病・年金部門については、労働者災害補償保険及び雇用保険制度に相当する部分を、それぞれ一般制度に統合するとともに、船員保険のその他の部分については、国以外の公法人で実施することを基本とする。
- 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)  
 平成22年度を目途に、船員保険事業のうち健康保険制度に相当する部分は、社会保険庁改革に伴い発足する新たな公法人等に移管する。
- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)第22条  
 船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成十八年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。次条第一項において「労災保険法」という。)による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七条の二第一項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成二十二年度までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。



現行の船員保険事業のうち、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分以外の保険運営を担う、新たな運営主体についての検討が必要

# 運営主体の在り方を考える上での視点

○ 労災保険及び雇用保険に統合する部分以外の新たな船員保険の実施主体を考える上では、以下のような要素を勘案することが必要。

- ILO条約及び船員法によって規定されている船員労働の特殊性を踏まえた保険給付や保健事業等の実施
- 業務を効率的に実施するための体制
- 各地方において申請受付などの窓口対応を行うための組織体制
- 運営主体に関する被保険者、船舶所有者等の関係者の意見

# 公法人による保険運営

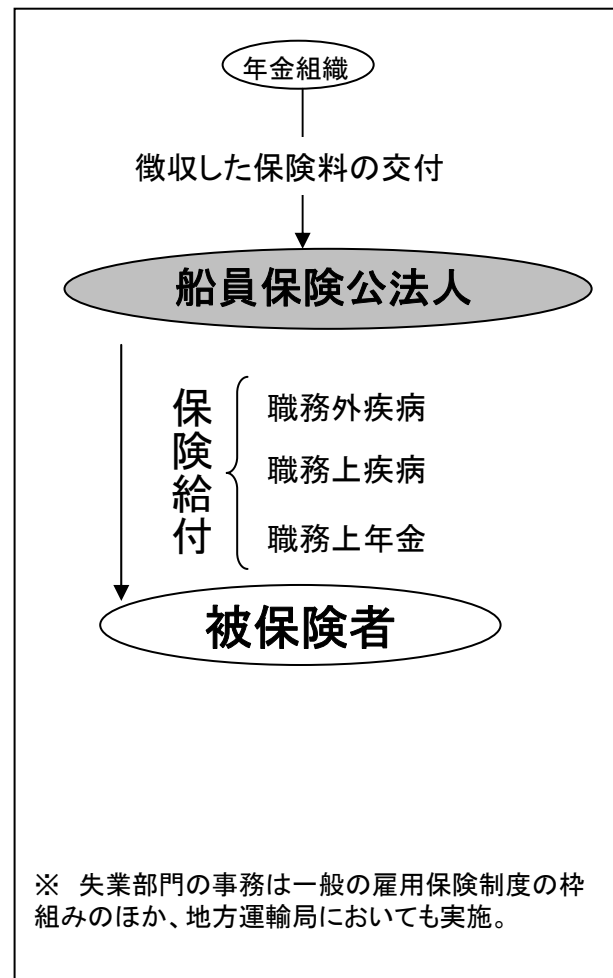
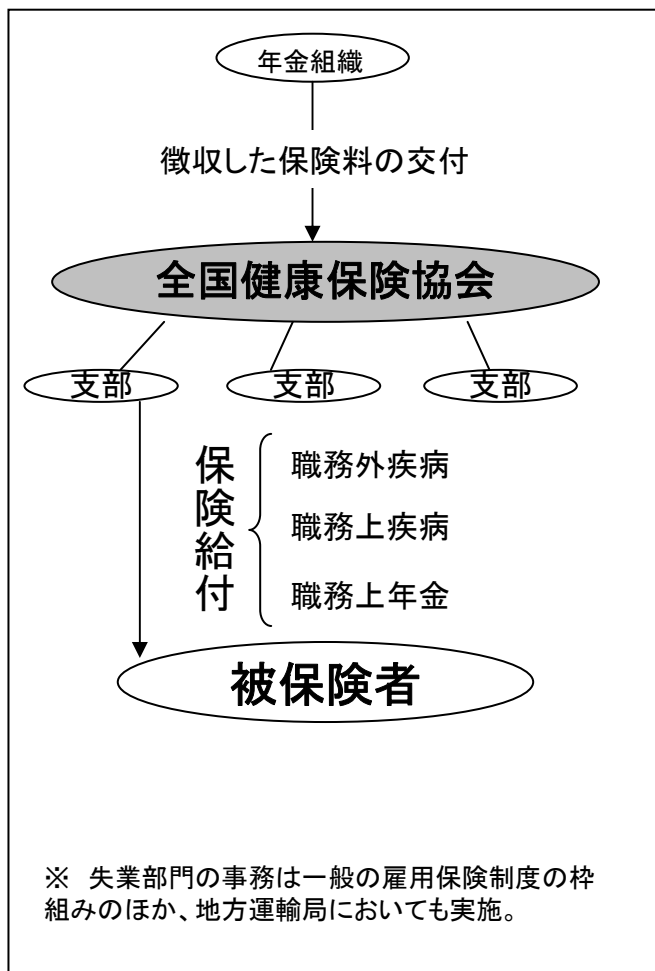
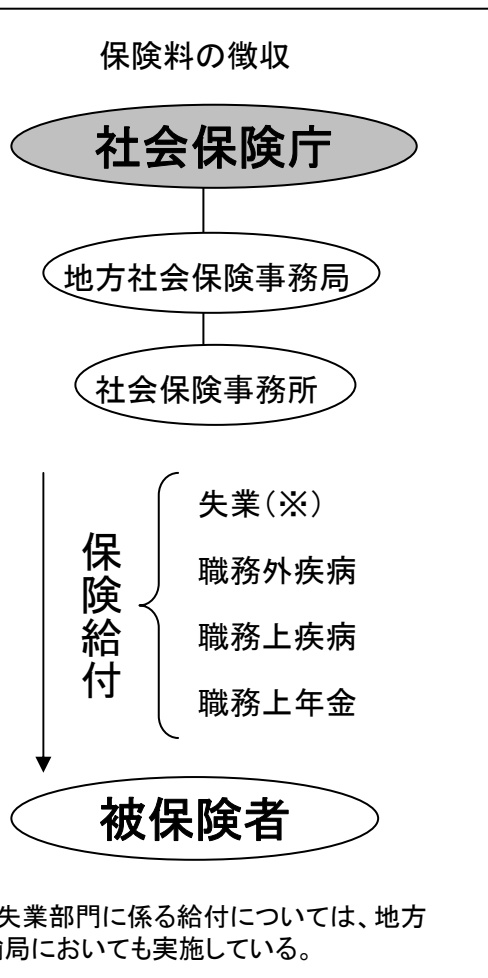
- 国から独立した保険運営の具体的な手法として、行政改革推進法の規定等にもあるとおり、公法人による保険運営が考えられる。
  
- 公法人で保険運営を行う場合の形態については、
  - ・ 全国健康保険協会(政府管掌健康保険の運営主体)を保険者とし、同協会において保険運営を実施する
  - ・ 新たな公法人を設立し、当該法人において保険給付その他の保険運営を実施する等が考えられる。
  
- なお、いずれの法人で保険運営を行う場合も、適用・徴収業務については、事務の効率性等にかんがみ、公的年金の運営主体において行うことが適当と考えられる。

# 今後の保険給付の実施体制(イメージ)

(現行)

(A案)政管公法人により実施

(B案)独自の公法人により実施



一般制度に統合する部分以外の船員保険の保険者を全国健康保険協会とし、同協会において保険運営を実施する。

一般制度に統合する部分以外の船員保険の保険者について、新たな公法人を設立し、当該法人において保険給付その他の保険運営を実施する。

## 船員保険事務実施体制の比較

	全国健康保険協会を保険者とする場合	新たな公法人を設立し保険者とする場合
組織運営の体制	○船員保険関係者の運営委員会を設けたとしても、その意見が法人の組織運営にどの程度反映されるか。	○運営委員会(仮称)において、船員保険の関係者(船舶所有者、船員)の意見を反映した自主自律の組織運営が可能ではないか。
適用・徴収業務の体制	○年金組織において実施	
支給窓口事務の体制	○各都道府県の支部を窓口として申請を受け付ける。	○給付を行う保険者として、個々の給付に係る決裁は公法人が行うこととなるが、その実施体制をどのように考えるか。
保健事業	○各支部において政府管掌健康保険の被保険者向けと同様の保健事業を実施するか。	○船員独自の健診の実施体制を検討する必要がある。
福祉事業	○健康保険の事業を実施する法人において、船員のニーズに合致した福祉事業を実施することがどの程度可能か。	○独自の福祉事業を実施することがどの程度可能か。